

概要版

第2期粕屋町 子ども・子育て支援事業計画



(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
粕屋町

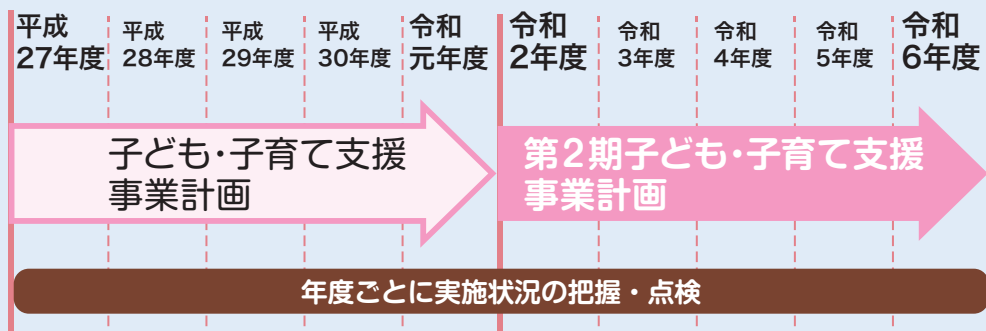
平成27年に策定した「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」が令和2年3月で期間満了となることから、第1期計画の基本理念を継承して「第2期粕屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児教育・保育事業の提供とともに、地域の子どもと子育て家庭の状況に応じた様々な子育て支援事業に取り組みます。

計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第2条、第3条及び第61条第1項に基づき策定する計画です。
- 「粕屋町子ども・子育て支援事業計画」及び「母子保健計画」を継承する計画です。
- 「粕屋町総合計画」の部門計画として位置づけ、「粕屋町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」「粕屋町障がい者計画・粕屋町障がい福祉計画・粕屋町障がい児福祉計画」「健康かすや21」「粕屋町男女共同参画計画」「粕屋町子ども読書活動推進計画」等の各部門計画と連携して施策の展開を図るものとします。

計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

計画の基本理念

「全ての子どもと家庭への支援を通して、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」を目指すべき社会の姿とします。

家庭においては安心して子育てができ、地域においては次の世代を育み慈しむことができる人間らしさあふれる住環境・社会環境の実現に向けて、行政と住民が一体となって推進します。

「子どもの笑顔を育むまち・粕屋」

基本的な視点

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの権利が十分に尊重されるよう配慮し、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

すべての子どもと家庭を支える視点

子どもや子育て中の保護者に対し、身近な地域で必要とされる支援を可能な限り講じることで、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

社会全体で子どもと子育てを支援する視点

子どもと子育てに関心や理解を深め、地域や社会が子どもや保護者に寄り添うことで、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指します。



基本方針



I. 心豊かな子どもが育つまち

II. 安心して楽しく子育てができるまち

III. 子どもを見守り、育むまち

I. 心豊かな子どもが育つまち

子どもは、本来一人ひとりが様々な可能性や力を持っています。

子どもがのびのびと育つことができる環境を整え、子どもが自ら育つ力を伸ばしていくことを支えます。

子どもの権利についての啓発を進めるとともに、子どもの健康と福祉が守られるよう、児童虐待の防止や各種健康・保健事業の施策の充実を図ります。

子どもの豊かな心を育む、交流の機会や生活体験・自然体験等の機会を豊富にもてるような取り組みを推進します。

II. 安心して楽しく子育てができるまち

子育てをしている人や、これから子育てをしたいと思っている人が、精神的、身体的にゆとりをもち、安心して出産や子育てをすることができるよう支援します。

子育てに関する相談や学習機会を充実するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

子育てと仕事やその他の活動との両立ができるよう、両立支援の充実や子育てにおける男女共同参画を推進します。

III. 子どもを見守り、育むまち

子どもと地域との交流や、企業等への啓発を推進し、子どもと子育てを地域や社会全体で見守り育てるという意識を醸成し、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。

子どもが地域において安心して暮らし、活動することができるよう、公園や遊び場、道路等の整備と充実に努めるとともに、事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

計画の体系

基本方針

施策の方向

基本理念

子どもの笑顔を育むまち・粕屋

I 心豊かな子どもが育つまち

1 子どもの最善の利益を守る

- (1) 子どもの権利に関する啓発
- (2) 人権教育の推進
- (3) 児童虐待の早期発見、虐待防止への支援体制
- (4) 配慮や支援を必要とする子どもへの支援

2 子どもの健康・保健事業の充実

- (1) 子どもの健康づくり支援
- (2) 障がいのある子どもの療育支援

3 豊かな心を育む教育の推進

- (1) 文化、芸術に触れる機会の拡充
- (2) 思春期教育の推進
- (3) 障がいのある子どもの教育の推進
- (4) 子どもの交流・学習機会の充実

II 安心して子育てができるまち

1 安心して出産・子育てできる環境の整備

- (1) 安心して出産・子育てできる支援の充実
- (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減
- (3) ひとり親家庭への支援

2 子育てに関する相談・情報提供体制の強化

- (1) 子育てに対する相談体制の充実
- (2) 子どもと子育てに関する情報提供の充実

3 子育てについての学習と交流の充実

- (1) 親同士の交流機会の拡大を図る
- (2) 育児サークル活動の支援
- (3) 子育て等に関する学習機会の充実

4 子育てと仕事や他の活動との両立支援

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園におけるサービスの充実
- (2) 教育・保育施設の充実
- (3) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携による教育・保育の充実
- (4) 学童保育における保育サービスの拡充
- (5) 保護者の働きやすい環境の整備・充実

5 子育てにおける男女共同参画の推進

- (1) 父親の子育てに関する学習や交流の機会の拡充
- (2) 男女共同参画の視点による意識改革

III 子どもを見守り、育むまち

1 子どもと子育てに安心なまちづくり

- (1) 公園・遊び場の充実
- (2) 事故や犯罪から子どもの安全を守る環境づくり

2 地域における交流・ネットワークづくりの促進

- (1) 地域における相互交流・世代間交流の促進
- (2) 子どもに関する諸団体のネットワークづくり
- (3) 子育て支援者・ボランティアの育成

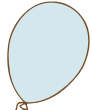
3 子育てについての意識啓発・住民参加の推進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 住民参加の推進



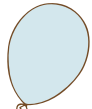
計画の重点的取り組み

子育てに関する相談体制の充実



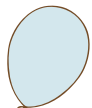
本町では、これまでも相談や療育支援に力を入れてきましたが、支援を必要とする子どもや家庭が増加していることを踏まえて、子ども家庭総合支援拠点の設置や子育て世代包括支援センター等により、一層の充実を図り、早期の発見と適切な支援を推進します。

子どもと子育てに関する情報提供の充実



本町は若い子育て世代の転入も多く、子どもや子育て支援に関する情報提供の充実が必要となっています。SNSを含めたインターネットでの情報提供等、より効果的な方法を工夫し、充実します。

地域の交流・ネットワークづくり



保育所、幼稚園、認定こども園、学校、そして地域との交流・ネットワークづくりを推進し、地域全体で子ども・子育てを支えるという気運の醸成を図ります。また、地域の子育て支援に関する人材の育成に取り組みます。

計画の推進に向けて

1. 庁内推進体制の確立

計画の推進にあたっては、子ども未来課を中心に関係各課で構成する全庁的な推進体制を整え、国、県、関係機関との連携を図りながら、総合的、計画的に推進していきます。

2. 地域の連携と協力による取り組みの推進

地域の自治会や子ども会育成会、保育所、幼稚園、認定こども園、社会福祉協議会、PTA、ボランティア団体、商工会等が、相互に連携・協力しながら、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援していきます。

3. 計画の点検・評価

教育・保育関係者や子どもの保護者、地域の各種団体や子育て支援の関係者からなる「粕屋町子ども・子育て会議」を継続し、住民参加のもとで施策の実施状況の点検、評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行いながら、計画の着実な推進を図ります。



粕屋町

発行

粕屋町 住民福祉部 子ども未来課
〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL 092-938-0214 (直通)

FAX 092-938-3150

<https://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>

粕屋町 子ども未来課





柏屋町